



知防第 183 号
令和 6 年 4 月 30 日

各救急告示病院長
沖縄県医師会長
各消防(局)本部消防長
各地区メディカルコントロール協議会長
沖縄県消防学校長

} 殿

沖縄県メディカルコントロール協議会長
佐々木 秀章
(公印省略)

沖縄県 MC 協議会 プロトコル等の改訂について (通知)

平素より、県内救急搬送、救急医療行政等に御尽力いただき厚く御礼申し上げます。

さて、令和 5 年度第 1 回沖縄県メディカルコントロール協議会において、別添のとおり、沖縄県 MC 協議会プロトコル等を改訂いたしました。

つきましては、別添プロトコルについて、貴機関所属職員、所属会員等へ御周知くださいますようお願いいたします。

また、これまで同様、メディカルコントロール体制の充実強化について引き続き御協力くださいますようお願いいたします。

○送付資料

1. 沖縄県 MC 協議会 心肺機能停止前の重度傷病者に対する静脈路確保及び輸液プロトコル
2. 傷病者の搬送及び受入に関する専門部会設置要領 (「傷病者の搬送及び受入れ実施基準に関する専門部会」から部会名称変更)

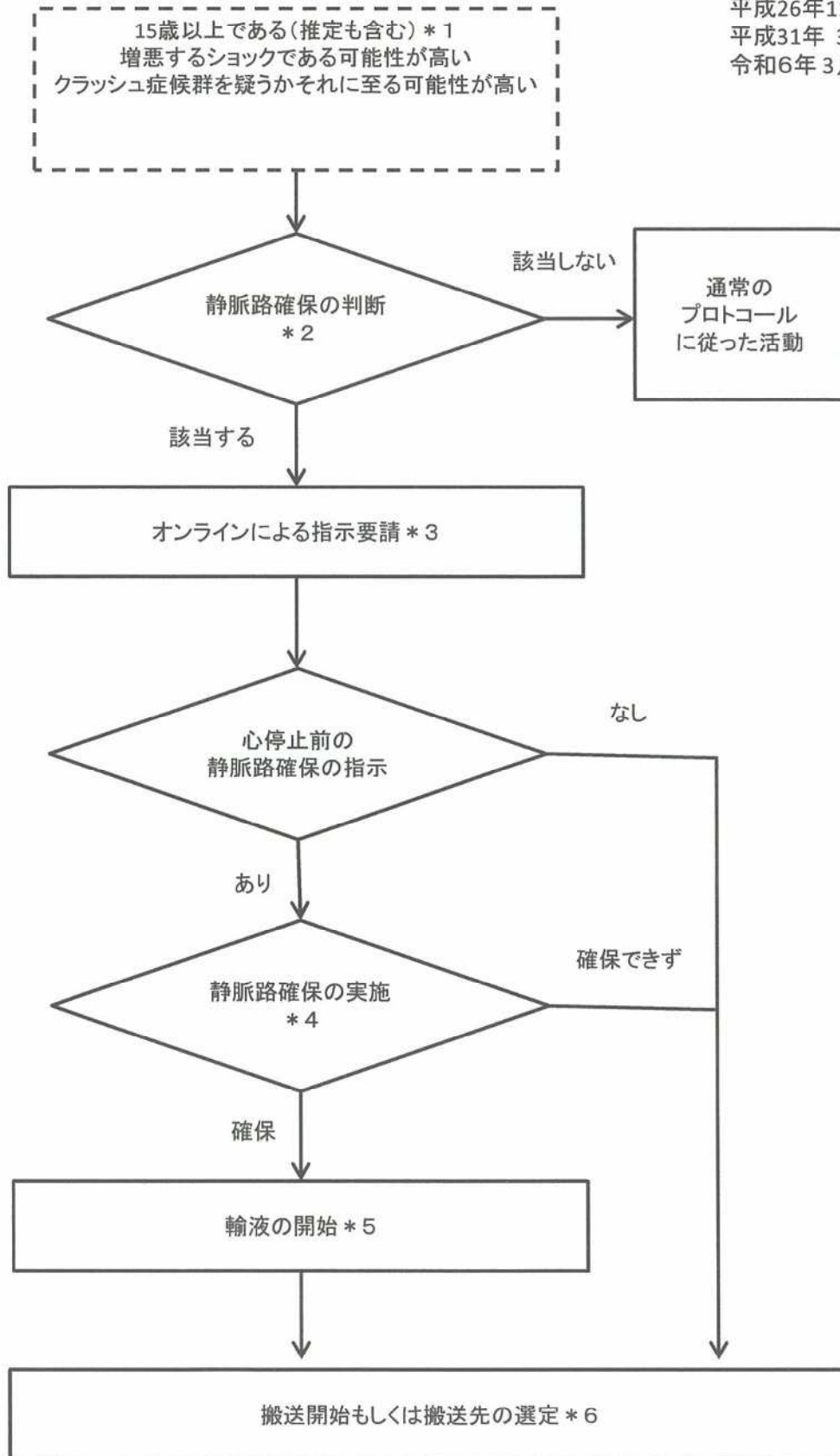
(事務局)

沖縄県知事公室防災危機管理課消防班 長田

TEL:098-866-2143 FAX:098-866-2143

E-mail:nagatada@pref.okinawa.lg.jp

平成26年11月14日作成
平成31年 3月20日作成
令和6年 3月14日 改訂



* 1:ただし多数傷病者事案など災害時は医師への上申の上、心肺機能停止状態に準じて8歳以上での輸液確保を考慮する。

* 2:ショックの増悪因子としては、出血の持続、意識障害の進行、アナフィラキシー、熱中症などによる脱水などが挙げられる。

狭圧(重量物、器械、土砂などに身体が挟まれ圧迫されている状況)などによるクラッシュ症候群を疑うかそれ

に至る可能性が高い場合も処置の対象となる。

* 3:「心肺機能停止前の重度傷病者に対する静脈路確保及び輸液」は特定行為であり、医師の具体的な指示を必要とする。

救急救命士は、可能性の高いショックの病態、傷病者の観察所見、状況などを医師に報告する。医師は適応を確認し、具体的な指示を救急救命士に与える。

* 4: 静脈路確保にいたずらに時間を費やさないように留意し、静脈路確保が困難であると判断された場合などは、

搬送を優先してよい。

静脈路確保の穿刺回数は、原則として2回までとする。穿刺針の太さ(ゲージ)は傷病者の状態などにより選択する。

他医療従事者が事前に静脈路確保していた場合は以下の事項等に留意、確認、オンライン指示で報告の上で使用してよい。

* 投与されていた輸液薬液(特に劇薬でないか、アナフィラキシーの原因として疑われる薬剤ではないか)の有無。

* すでに薬液の漏れがある静脈路ではないか。

* 5: 急速輸液(救急車内の最も高い位置に輸液バッグを下げ、クレンメを全開にして得られる輸液速度)を原則とするが、医師の指示によって維持輸液(1秒1滴程度)を行う。心原性ショックが強く疑われる場合等、静脈圧の亢進を回避すべき際は、オンライン指示を仰ぎ、医師の指示によって維持輸液(1秒1滴程度)を行う。なお、心原性ショックを疑う兆候とは、以下の通り。

1急性冠症候群を疑わせる突然の胸痛出現後のショック症状

2呼吸困難、喘鳴、肺ラ音、起座呼吸を伴うショック症状(左心不全)

3頸静脈の怒張、肝腫大、下肢の浮腫(右心不全)

* 6: 傷病者の状況、観察所見、実施した処置、その結果などをオンラインMCの医師、もしくは搬送先医療機関の医師などに報告する。

●心肺機能停止状態に容体変化した場合は、医師に報告し、心肺機能停止プロトコルに移行する。

傷病者の搬送及び受入れに関する専門部会設置要領

(設置)

第1条 消防法第35条の5に基づき策定した、「傷病者の搬送及び受入れの実施に関する基準」(実施基準)を運用、検証し、その質の向上を図るため、沖縄県メディカルコントロール協議会設置要綱第11条第1項に基づき、傷病者の搬送及び受入れに関する専門部会(以下「部会」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 部会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 傷病者の搬送及び受け入れに関すること

(組織)

第3条 部会は、別表の部会員をもって構成する。

(部会員の任期)

第4条 部会員の任期は、2年とする。ただし、委員が任期途中で退任した場合の補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

- 2 部会員は、再任を妨げない。

(部会長及び副部会長)

第5条 部会に部会長を置く。

- 2 部会長は、沖縄県メディカルコントロール協議会会長(以下「会長」という。)の指名によりこれを定める。
- 3 部会長は、会務を総理し、部会を代表する。
- 4 部会長又は会長は、必要に応じて副部会長を指名することができる。副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 部会長が必要であると認めるときは、会議に部会員以外の者を出席させ、意見を聴取することができる。

- 2 部会長は、協議事項に係る決定内容について、会長に報告するものとする。

(部会員の代理出席)

第7条 部会員がやむを得ない事情により出席できない場合においては、その者が指定し、これを部会長が承諾した者について、代理出席させることができる。

(庶務)

第8条 部会の庶務を処理するため、部会の事務局を知事公室防災危機管理課に置く。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、会議に諮って定める。

附則

- 1 この要領は、平成26年1月8日から施行する。
- 2 この要領は、平成31年3月20日から施行する。
- 3 この要領は、令和6年3月14日から試行する。

別表（第3条関係）

	人数
各地区メディカルコントロール協議会が推薦する医師	各1人
各地区メディカルコントロール協議会が推薦する救急救命士	各1人
沖縄県医師会が推薦する医師（小児科、産婦人科、精神科）	各1人（3人）
沖縄県保健医療介護部医療政策課	1人